

以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び南相木村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第248号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けましたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示します。

平成27年5月14日

長野県知事 阿部 守一

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

北安曇郡白馬村大字北城字小平21049の2(国有林)、21049の1、字ぶたへ21055の2・21056の2・21058の2・21059の2(以上4筆国有林)、21055の1、21056の1、21058の1、21059の1、字古屋敷21060の2(国有林)、21060の1、字袖21006の2、字滝沢15927のロ、15928、字アサミカワラ15937、15938、15939の1、15939のロ、15940の1、15940のロ、15941のロ、15942の3、15942の6、15953の1、15954の1、15954の2、15954のロ、15955の1、15955の3、15955の4、字猿テコシ15959、15960、字滝15961の1、15961の2、15961のイの2、字猿手ブン15962、字屋バ上15966の1、15967の1、15967の4、15968の1、15972、字蔵前15976、字向山21048のロ、21048のホ、21048のヘ

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

字ぶたへ21056の2・21059の2(以上2筆国有林)、21056の1、21059の1、字古屋敷21060の2(国有林)、21060の1
イ その他の森林については、主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び白馬村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森林づくり推進課

長野県告示第249号

森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、次の森林に係る保安林の指定について、当該森林の所在地の属する市町村の事務所の掲示場に、その通知の内容を掲

示しました。

平成27年5月14日

長野県知事 阿部 守一

保安林指定通知の内容(要旨)

- 1 土砂の流出の防備のため保安林に指定されたこと。
- 2 保安林の指定後における当該保安林に係る立木の伐採の方法及び限度については、平成27年4月15日付け農林水産省告示第864号(保安林の指定をする件)のとおりであること。

保安林の所在場所	所在の不分明な森林所有者氏名
諫訪市大字湖南字程沢火燈山日影林 8295-11	藤森 政幸

森林づくり推進課

長野県公安委員会告示第13号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則(平成14年国家公安委員会規則第1号)第3条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり代表者の氏名の変更の届出がありました。

平成27年5月14日

長野県公安委員会委員長 山浦 悅子

1 指定を受けた者の名称

特定非営利活動法人長野犯罪被害者支援センター

2 変更事項

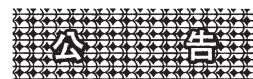
変更後 理事長 山田 千代子

変更前 理事長 宮崎 忠昭

3 変更年月日

平成27年5月16日

警務課



公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成27年5月14日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

綿半スーパーセンター塩尻店

塩尻市広丘堅石250-7ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

綿半ホールディングス株式会社

飯田市北方1023-1

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
株式会社綿半ホームエイド
長野市南長池205
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成27年12月23日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6,176平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数	360台
(2) 駐輪場の収容台数	15台
(3) 荷さばき施設の面積	140平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量	53立方メートル

(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり

- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	開店時刻	閉店時刻
株式会社綿半ホームエイド	午前9時	午後9時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前8時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
入口 2か所 出口 2か所 合計4か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

時間帯
午前5時から午後9時まで

8 届出年月日

平成27年4月22日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

10 縦覧の期間

平成27年5月14日から平成27年9月14日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県産業労働部産業政策課サービス産業振興室又は長野県松本地方事務所商工観光課

産業政策課サービス産業振興室

公告

平成27年5月8日、長野平土地改良区の定款変更を認可しました。

平成27年5月14日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

平成27年5月8日、塩尻市奈良井川土地改良区の定款変更を認可しました。

平成27年5月14日

長野県知事 阿部守一

農地整備課

公告

長野県小県郡依田川沿岸土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成27年5月14日

長野県上小地方事務所長 笹沢文昭

理 事

新 任

氏 名	住 所
清水 一成	上田市腰越1077番地1
土肥 辰男	上田市中丸子996番地3
山本 浩	上田市下丸子313番地1
池内 昭一郎	上田市長瀬3662番地14
小相澤 哲夫	上田市長瀬1562番地
櫻井 稔	上田市塩川3028番地
鷹野 治夫	上田市塩川1866番地
閑 興康	上田市塩川3167番地
北澤 和三	上田市塩川927番地
田村 宜浩	上田市御嶽堂1377番地
芦田 元弘	上田市生田5270番地
児玉 文武	上田市下之郷146番地1

重 任

氏 名	住 所
金井 衛彦	上田市上丸子1415番地1
久保田 和英	上田市長瀬3142番地
青柳 東亞一	上田市長瀬2657番地
藤澤 郁夫	上田市御嶽堂383番地1
辰野 真清	上田市生田4150番地
坂田 正夫	上田市古安曾3796番地
元木 喜一郎	上田市富士山4281番地1
高野 一郎	上田市富士山1680番地1

退 任

氏 名	住 所
滝澤 健次	上田市腰越1125番地2
小井土 秀夫	上田市中丸子1110番地
依田 安雄	上田市下丸子609番地
大井 定源	上田市長瀬3547番地5

金井睦雄 上田市長瀬892番地
 桜井貢 上田市塩川2778番地6
 岩下譲 上田市塩川3290番地
 高木頼母 上田市塩川1798番地
 滝沢恒幸 上田市塩川909番地
 田村周 上田市御嶽堂1451番地
 関良雄 上田市生田5095番地
 平田制 上田市下之郷62番地1

監事

新任

氏名 住所
 池内仁一 上田市長瀬2417番地1
 山崎廣行 上田市塩川1100番地2
 小山日出夫 上田市御嶽堂779番地

重任

氏名 住所
 土屋藤一 上田市上丸子383番地
 早川慶寿 上田市富士山3300番地1

退任

氏名 住所
 池内恒男 上田市長瀬3151番地
 吉池利晴 上田市塩川835番地
 望月祐一 上田市御嶽堂815番地

農地整備課

公告

飯山国営土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成27年5月14日

長野県北信地方事務所長 田中 功

理事

新任

氏名 住所
 江口一樹 飯山市大字一山1434番地
 斎藤光芳 飯山市大字照里1035番地35
 小田切宗美 飯山市大字照岡315番地
 中沢久夫 下高井郡木島平村大字上木島3210番地
 小坂大介 飯山市大字常盤3648番地
 山崎美典 飯山市大字飯山3413番地

重任

氏名 住所
 市村伸一 飯山市大字一山2681番地
 吉越菊雄 飯山市大字瑞穂3569番地
 江口嚴成 飯山市大字一山1350番地
 月岡正博 飯山市大字照岡1856番地

退任

氏名 住所
 江口倫正 飯山市大字一山1386番地
 市川和清 飯山市大字一山2315番地
 小出政敏 飯山市大字一山2598番地
 藤巻登 飯山市大字照岡323番地イ号1
 藤澤正美 飯山市大字常盤5665番地1

足立正則 飯山市大字飯山1891番地2

監事

新任

氏名 住所
 江口倫正 飯山市大字一山1386番地

重任

氏名 住所
 佐藤幸博 下高井郡木島平村大字穂高2647番地

退任

氏名 住所
 野口俊明 飯山市大字豊田6485番地2

農地整備課

公告

長野県下水内中部土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成27年5月14日

長野県北信地方事務所長 田中 功

理事

新任

氏名 住所
 山田藤吉 飯山市大字旭2887番地3
 清水謙一 飯山市大字旭5508番地1
 木内良春 飯山市大字常盤6034番地1
 渡邊照一郎 飯山市大字一山349番地2

重任

氏名 住所
 服部克士 飯山市大字緑1093番地
 沼田猛 飯山市大字照里476番地
 太田良夫 飯山市大字常盤3703番地
 金崎和昭 飯山市大字豊田803番地
 高橋雅彦 飯山市大字常郷1506番地

退任

氏名 住所
 阿部幸久 飯山市大字旭5317番地1号
 清水一洋 飯山市大字旭2471番地
 徳永俊博 飯山市大字常盤3438番地
 宮崎孝太郎 飯山市大字一山925番地

監事

新任

氏名 住所
 清水孝行 飯山市大字旭590番地

重任

氏名 住所
 宮本晴男 飯山市大字寿542番1号地

退任

氏名 住所
 清水澄男 飯山市大字常盤745番地

農地整備課

公告

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）
第99条の2及び第99条の3に規定する技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行います。

平成27年5月14日

長野県公安委員会委員長 山浦悦子

1 審査の種類、期日及び場所

種類		期日	場所
技能検定員審査	知識・技能 (普通)	平成27年6月 15日(月) 午前9時から 午後0時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗 ヶ原73-116 長野県警察本部交通部 運転免許本部 中南信運転免許センター
	知識・技能 (大型二種、中型 二種、普通二種)	平成27年6月 23日(火) 午前9時から 午後0時まで	
	車種追加 (けん引)	平成27年6月 18日(木) 午前9時から 午後5時まで	
	車種追加 (普自二)	平成27年6月 17日(水) 午前9時から 午後5時まで	
教習指導員審査	知識・技能 (普通)	平成27年6月 22日(月) 午前9時から 午後5時まで	
	知識・技能 (大型二種、中型 二種、普通二種)	平成27年6月 23日(火) 午前9時から 午後0時まで	
	車種追加 (けん引)	平成27年6月 24日(水) 午前9時から 午後5時まで	
	車種追加 (普自二)	平成27年6月 19日(金) 午前9時から 午後5時まで	

2 審査方法**(1) 技能検定員審査（普通、けん引又は普自二）**

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な技能についての運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	

(2) 技能検定員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
技能検定に関する技能	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行う。
技能検定に関する知識	道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行う。

(3) 教習指導員審査（普通、けん引又は普自二）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能	実技試験又は面接試験により行う。
	学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行う。

(4) 教習指導員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）

審査項目	審査細目	審査方法
教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行う。
	技能教習に必要な教習の技能	実技試験により行う。
教習に関する知識	道路運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運輸代行業の業務の適正化に関する法律第2条第1項に規定する自動車運輸代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行う。

3 審査の手続

(1) 審査の申請

審査を受けようとする者は、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）別記様式第1号の審査申請書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類等を添付して、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課を経由して長野県公安委員会に提出すること。

ア 技能検定員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第2項各号又は第3項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

イ 教習指導員審査を受けようとする者が規則第17条第1項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であ

るときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面

ウ 運転免許証の写し

エ 審査申請書に貼る写真は、申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのものとする。

(2) 申請の受付期限

平成27年6月1日（月）までとする。

(3) 審査手数料の額

ア 技能検定員審査

(7) 技能検定員審査（普通）

19,650円

(1) 技能検定員審査（けん引、普自二）

14,500円

(ウ) 技能検定員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）

21,700円

イ 教習指導員審査

(7) 教習指導員審査（普通）

11,800円

(1) 教習指導員審査（けん引、普自二）

9,400円

(ウ) 教習指導員審査（大型二種、中型二種又は普通二種）

12,750円

ウ 審査細目についての審査を免除される者にあっては、長野県警察関係許可等手数料徴収条例（昭和29年長野県条例第36号）に定める額を減ずるものとする。

エ 審査手数料は、長野県収入証紙により（申請書に貼って、消印しないこと。）納付すること。

4 その他

(1) 審査当日は、筆記具及び運転免許証を持参すること。

(2) 審査手数料についての問い合わせは、長野県警察本部交通部運転免許本部東北信運転免許課（電話 026-292-2345 内線 231）に行うこと。

東北信運転免許課